

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領

砥部町告示第167号

令和6年7月9日

(目的)

第1条 この告示は、愛媛県果樹農業振興計画に基づき、豪雨災害からの復興、生産基盤の強化、商品力の向上、物流2024年問題対策等の他、新品種「紅プリンセス」等の生産拡大を強力に推進し、未来型果樹園を核とした産地の強化を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、えひめ中央農業協同組合とする。

(事業内容等)

第3条 事業項目、事業区分、事業内容及び採択要件は別表に掲げるとおりとする。

2 事業実施にあたっては、「農畜産業関係補助事業事務の取扱いについて」(平成24年2月17日付け23農政第1429号)に基づき、適正に執行しなければならない。

(事業実施期間)

第4条 事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(事業実施計画)

第5条 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画承認申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に申請するものとする。

(事業実施計画の承認)

第6条 町長は、前条の承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画承認通知書(様式第2号)により承認通知を行うものとする。

(事業の着工)

第7条 事業の着工は、原則として前条の規定による承認を受けた後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合は、あらかじめ令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等指令前着手届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(事業実施計画の変更)

第8条 事業実施主体は、事業費の30%を超える増減があるときは、あらかじめ令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、適正に事業費の算定が行われている場合であって、入札等による事業費の30%を超える減額が生じた場合は、この限りでない。

(事業の変更承認)

第9条 町長は、前条の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画変更承認通知書(様式第5号)により承認通知を行うものとする。

(町の助成)

第 10 条 町長は、この告示に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

(事業の確認)

第 11 条 町長は、事業の実績について書類、現地調査等により確認するものとする。

(その他)

第 12 条 本事業の助成を受けて農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設導入を行った事業実施主体は、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう園芸施設共済等へ加入するとともに、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

2 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

事業項目	事業区分	事業内容	採択要件
1 未来型果樹産地強化支援	1 豪雨災害復興支援	①復旧・復興に必要な取組みの支援 農作業受託や外部労働力確保、大苗生産に必要な備品や施設等の整備、復旧園地の早期成園化のための土づくり ②復旧園地の生産強化施設整備 復旧が完了した園地において高品質生産に取り組むための施設整備支援	(1)①は平成30年7月豪雨の被災地区であること、②は平成30年7月豪雨により被災した園地であること (2)作付け規模：3ha以上 受益戸数：3戸以上 受益面積：概ね15a以上 (3)復旧園地の生産力強化施設整備は、受益戸数及び受益面積の要件を適用しない
	2 未来型果樹園づくり推進支援	①未来型果樹園づくり推進支援 儲かる果樹農業等に向けた意識啓発や省力化技術の実証活動及び外部労働力確保に必要な備品・施設等の整備を支援 会場借料、通信運搬費、印刷製品費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、委託費、雑役務費等 ②生産基盤強化のための整備 高品質・高収量のために必要なハウス、かん水施設、防風防鳥ネット等の施設や改植、省力・低コスト化のために必要なモノレール、果樹棚、ドローン、加工向け栽培用の機械・設備等の整備 その他、町長が必要と認める整備	(1)果樹産地構造改革計画又は普及ビジョンに即した事業内容であること (2)作付け規模：3ha以上 受益戸数：3戸以上 受益面積：概ね15a以上(ただし、改植及び新植の場合は2a以上)
	3 集出荷貯蔵施設の高度化支援	①集出荷施設の高度化推進支援 庭先選別の省力化に向けた実証活動等の支援 会場借料、通信運搬費、印刷製品費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、委託費、雑役務費等 ②商品力向上のための整備 消費者ニーズへの対応や周年供給体制の強化のための集出荷貯蔵機械、新商品製造販売機器等の整備	(1)果樹産地構造改革計画又は普及ビジョンに即した事業内容であること (2)作付け規模：3ha以上 受益戸数：3戸以上 受益面積：概ね15a以上 (3)②は費用対効果が見込まれるものであり、生産者(受益出荷農家)の所得向上につながる取組みであること
	4 2024年問題対策の啓発活動支援	①研修会の開催、啓発資料の作成支援 計画出荷の周知、優良事例の紹介、計画出荷がトラック配車に与える影響の周知、物流コンサルタントへの相談、情報共有ツールにかかるIT企業への相談等 会場借料、通信運搬費、印刷製品費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、委託費、雑	—

		役務費等	
2 紅プリンセス等生産支援	1 紅プリンセス等の生産拡大支援	①紅プリンセス等県オリジナル品種の栽培研修会や早期成園化のための支援 栽培技術実証活動等を支援 会場借料、通信運搬費、印刷製品費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、委託費、雑役務費等 ②紅プリンセス等県オリジナル品種の生産基盤強化のための整備 高品質・高収量のために必要なハウス、かん水施設、防風防鳥ネット等の施設や改植、省力・低コスト化のために必要なモノレール、果樹棚、ドローン、加工向け栽培用の機械・設備等の整備 その他、町長が必要と認める整備	(1)果樹産地構造改革計画又は普及ビジョンに即した事業内容であること (2)受益戸数：3戸以上 受益面積：概ね15a以上

様式第 1 号(第 5 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領第 5 条の規定により、関係書類を添えて承認申請します。

(注) 様式第 1 号－ 1 を添付すること。

様式第 2 号(第 6 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画承認通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長



令和 年 月 日付で提出のあった、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等に係る事業実施計画について、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領第 6 条の規定により承認します。

様式第3号(第7条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等指令前着手届

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承のうえ、指令前に着手したいので、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領第7条の規定により、指令前着手届を提出します。

記

1 事業の内容

事業実施主体	事業項目	事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日

(注)事業項目ごとに記載すること。

2 指令前着手の理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付指令を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第 4 号(第 8 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で事業実施計画承認の通知があった、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等を、下記のとおり変更したいので、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領第 8 条の規定により、関係書類を添えて承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注)様式第 1 号に準じて様式第 1 号－ 1 を添付し、承認のあった事業実施計画と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、計画書の提出の際に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。

様式第 5 号(第 9 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画変更承認通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長



令和 年 月 日付けで提出のあった、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施計画の変更について、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領第 9 条の規定により承認します。